

都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省参事官  
（能力評価担当）  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生の在留資格  
の変更及びこれに伴う技能検定の受検の取扱いについて（通知）

平素より、技能検定制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、技能実習生であって現段階の技能実習の目標である技能検定の受検ができないため次段階の技能実習へ移行できない者に対し、今般、出入国在留管理庁において、受検・移行ができるまでの間、「特定活動（4カ月・就労可）」への在留資格変更を可能とする取扱いを定めたところです。

については、本件取扱いにつきまして、下記の事項に御留意くださいますようお願いいたします。

記

- 1 「特定活動（4カ月・就労可）」により在留期間を延長した者については、令和二年度技能検定実施計画（令和2年厚生労働省告示第39号）第一の一の（三）のウのなお書き等（別添）に規定する技能実習生に含めるものとして扱い、速やかに技能検定を実施していただきたいこと。
- 2 本件取扱いにより「特定活動」への在留資格変更が可能となったところであるが、「技能実習」の在留期間内に技能検定を受検いただくことが望ましいため、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、受検者、都道府県技能検定委員、補佐員及び事務員その他関係者の安全確保が可能であると判断される場合には、感染症対策に留意しつつ、技能実習期間中に技能検定を実施していただきたいこと。
- 3 本件取扱いにより「特定活動」の許可を受けた者が次段階の技能実習に移行した場合、当該段階の技能実習の上限期間から、本件「特定活動」により在留していた期間を差し引くことになっていることから、当該者に対する技能実習の適正な実施のために、「特定活動」の期間中の早期に技能検定を実施していただくよう御留意いただきたいこと。

(参考1) 「特定活動」の確認方法について

技能実習生が、今回示された出入国在留管理庁の対応の対象者か否かは、当該技能実習生の旅券に添付される指定書（出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）別記第7条の4様式）において、「本邦において行うことができる活動」に「技能実習移行準備（就労可）」旨記載されていることにより確認することが可能。

(参考2) 出入国在留管理庁 HP について

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて

<http://www.moj.go.jp/content/001317458.pdf>

- ・技能実習生に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（Q&A）

※特に、Q&A8-1 を御確認ください。

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>